

○熊本県工事検査規程

(昭和 43 年 7 月 1 日訓令甲第 20 号)

改正 昭和 50 年 12 月 27 日訓令第 48 号 昭和 60 年 3 月 26 日訓令第 5 号
平成 9 年 3 月 10 日訓令第 1 号 平成 15 年 3 月 31 日訓令第 7 号
平成 17 年 3 月 31 日訓令第 10 号 平成 22 年 3 月 23 日訓令第 5 号
平成 23 年 3 月 31 日訓令第 15 号 平成 24 年 4 月 19 日訓令第 27 号
平成 25 年 3 月 29 日訓令第 9 号 平成 30 年 3 月 30 日訓令第 16 号
平成 31 年 3 月 29 日訓令第 12 号 令和 2 年 8 月 21 日訓令第 55 号

熊本県工事検査規程を次のように定める。

熊本県工事検査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 80 条の規定に基づいて行う工事の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第 2 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) しゅん工検査
- (2) 一部しゅん工検査
- (3) 中間検査
- (4) 出来形部分検査

(しゅん工検査)

第 3 条 しゅん工検査は、請負者から工事の完成の通知があった場合に、当該工事の出来形、品質等について行うものとする。

(一部しゅん工検査)

第 4 条 一部しゅん工検査は、請負者から指定部分(設計図書において工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。)の工事の完成の通知があった場合に、当該工事の出来形、品質等について行うものとする。

(中間検査)

第 5 条 中間検査は、工事の途中において必要がある場合に、使用材料及び工事施工方法の適否、現場管理及び工事の進捗の状況等について随時行なうものとする。

(出来形部分検査)

第 6 条 出来形部分検査は、請負者から出来形部分の検査請求がなされた場合に、当該部分について行なうものとする。

2 前項に規定する出来形部分には、次の各号に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 設計図書と相違する部分
- (2) 棄損亡失のおそれのある工事材料
- (3) 施工中のため出来形部分として認め難い部分

(検査員)

第 7 条 検査は、知事が命じた職員又は専門的な知識を有し、知事が検査を委嘱する者(以下「検査員」という。)が行う。

(立会人)

第8条 検査は、当該工事の監督員並びに請負者又はその現場代理人並びに主任技術者(監理技術者)及び必要に応じて専門技術者(以下「立会人」という。)の立会いのうえ、行わなければならない。

(検査の方法)

第9条 検査員は、契約書(契約約款を含む。)、設計図書その他関係書類に基づいて、実地に検査を行わなければならない。

2 検査員は、地下又は水中等で外部から検査をすることが困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行なうことができる。

3 検査員は、検査のため必要があると認めるときは、出来形の一部を取りこわすことができる。この場合において、取りこわした部分は、期限を定め、請負者に、請負者の費用をもって復築させなければならない。

(検査資料等の提供)

第10条 検査員は、検査を行うため必要とする資料、労力等の提供を請負者に求めることができるものとする。

(検査要請)

第11条 地方出先機関の長又は本庁各課長(知事公室付にあつては知事公室に置く政策調整監、球磨川流域復興局付にあつては企画振興部に置く政策監(政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監))は、検査(当該地方出先機関の長又は本庁各課長の専決に係る検査を除く。)を必要とする場合は、当該工事の下検査を行ったうえ、検査要請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の検査要請書には、しゅん工(一部しゅん工を含む。)及び工事中の写真その他必要な資料を添付しなければならない。

(検査の延期又は中止)

第12条 検査員は、検査が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、検査を延期し、又は中止することができる。

(1) 第8条の規定による立会人の立会いが得られないとき。

(2) 天災等の不可抗力によって検査ができないとき。

(3) その他特別の理由があるとき。

(検査結果の報告等)

第13条 検査員は、検査を行ったときは、遅滞なくその結果を知事に報告しなければならない。

2 検査員は、検査の結果手直し工事を必要とするとき、現地において請負者にその旨を指摘するとともに、地方出先機関の長が施行する工事にあつては当該地方出先機関の長及びその工事を主管する本庁各課長に通知し、本庁各課長が施行する工事にあつては当該本庁各課長に通知しなければならない。

3 前項の場合において、検査員は、手直し工事を必要とするもののうち、別に定める軽微な事項については、請負者に対し、手直し工事をするよう指示することができる。

(雑則)

第 14 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 土木工事検査規程(昭和 11 年熊本県訓令第 26 号)は、廃止する。

附 則(昭和 50 年 12 月 27 日訓令第 48 号)

この訓令は、昭和 51 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 26 日訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 10 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日訓令第 10 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日訓令第 15 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 19 日訓令第 27 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日訓令第 16 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 8 月 21 日訓令第 55 号)

この訓令は、令和 2 年 8 月 21 日から施行する。